

# 国立大学法人お茶の水女子大学オープンアクセスポリシー

令和5年12月12日  
学長戦略機構会議了承

## (趣旨)

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、大学憲章に定める本学の中長期的活動指針「お茶の水女子大学は、社会との間で望ましい知の循環を実現することによって、社会的使命を果たしていく。」に基づき、本学における学術研究活動により生み出された学術研究の成果（以下「研究成果」という。）を公開することにより、広く社会に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

## (研究成果の公開)

本学は、研究成果をお茶の水女子大学教育・研究成果コレクション（以下「リポジトリ」という。）、または、研究成果の著者（以下「著者」という。）本人が選択するその他の方法によって広く無償で公開する。特に公的資金による助成を受けた研究成果は、資金配分機関の規定に則り、遺漏なく公開するものとする。

## (適用範囲)

このポリシーは、このポリシー施行後に出版または公表された研究成果に適用する。

## (適用の除外)

著者から著作権その他の理由により公開に支障があるとの申し出があった場合は、当該の研究成果を非公開または公開を猶予とする。

## (リポジトリへの登録)

著者は、自身の研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリでの公開においては、研究成果の著作権等の権利は本学には移転しない。リポジトリの運用に関わる事項は、「国立大学法人お茶の水女子大学教育・研究成果コレクション取扱要項」に基づき取り扱う。

## (その他)

このポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

このポリシーは、令和 5 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和 7 年 11 月 18 日から施行する。